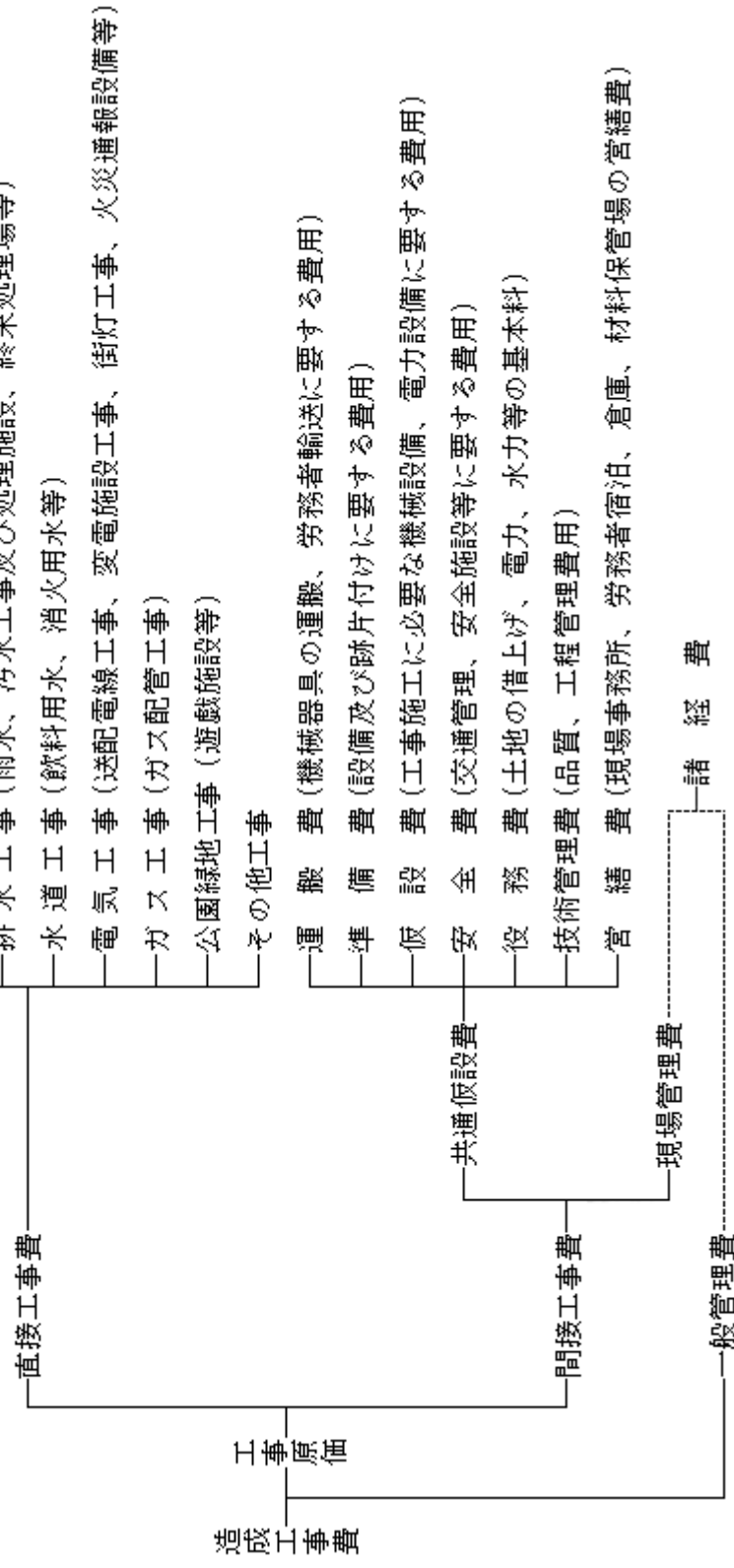


別記三 宅地の造成等に要する工事費

(1) 工事費の構成と内容



(2) 諸経費について

諸経費は現場管理費と一般管理費等から成り立っているが、このうち一般管理費等とは次のものをいうものである。

(a) 一般管理費

(イ)役員報酬(賞与金、退職金を除く。)(ロ)従業員給料手当 (ハ)退職金 (ニ)法定福利費 (ホ)福利厚生費 (ヘ)維持修繕費 (ト)事務用品費 (チ)通信交通費 (リ)動力用水光熱費 (ヌ)調査研究費 (ル)広告宣伝費 (ヲ)交際費 (ワ)寄附金 (カ)地代家賃 (ヨ)減価償却費 (タ)試験研究費償却 (レ)開発費償却 (ソ)租税公課 (ツ)保険料 (ネ)雑費

(b) 付加利益(いわゆる請負利潤)

(イ)法人税、都道府県民税、市町村民税 (ロ)株主配当金 (ハ)役員賞与金 (ニ)内部保留金 (ホ)支払利息割引料、支払保証料、その他の営業部外費用